

## 高齢者等の支援活動に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と株式会社ジョイン（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携し、及び協力して、高齢者をはじめとする市民（以下「高齢者等」という。）が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる地域社会を構築することを目的とする。

### （連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携協力事項」という。）について相互に連携し、及び協力する。

- (1) 高齢者等の日常的な見守りの活動に関すること。
- (2) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、在宅療養等の普及啓発に関すること。
- (3) 権利擁護の啓発に関すること。
- (4) その他前条の目的の達成に向けた高齢者等の支援活動の取組に関すること。

2 連携協力事項の具体的な内容は、その都度、甲乙協議して定める。

### （責務）

第3条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たっては、相互理解による深い信頼関係及び協力関係を構築するとともに、連携協力事項を継続的に実施することができるよう、その体制の確立に努めるものとする。

### （情報保護）

第4条 甲及び乙は、連携協力事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。以下同じ。）を他に漏らしてはならず、又はこの協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定による甲の承諾を得て、乙が直接若しくは間接的に支配し、若しくは支配を受け、又は乙と直接若しくは間接的に共通の支配に服していると認められる法人に対して秘密情報を開示する場合には、乙の責任において、同項本文に規定する乙の義務と同様の義務を当該法人に負わせなければならない。

3 前2項の規定は、この協定の終了後においても効力を有する。

### （協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から令和7年3月31日までとす

る。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年3月27日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市

山形市長 佐藤 孝弘

乙 山形市元木一丁目13番25号

株式会社ジョイン

代表取締役 武田 良和